

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課 衛生係	
不利益処分名	徳島市不動中須墓地の利用の承諾の取消し	
根 拠 法 令	徳島市墓地条例	
根 拠 条 項	第12条	
連 絡 先	(電話 621-5206)	
処 分 基 準	基 準	<p>(利用の承諾の取消し)</p> <p>第12条 市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その承諾を取り消し、又は改葬若しくは地上物件の移転を命ずることができる。</p> <p>(1) 第2条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第8条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 利用の承諾を受けた日から起算して5年を経過しても墓地の利用を開始しないとき。</p> <p>(4) その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)